

山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業実施要綱

第1 趣旨

現下の雇用失業情勢にかんがみ、山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例に基づき創設した基金を活用して、県及び市町村の創意工夫に基づき、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する事業（以下「緊急雇用創出事業」という。）並びに経済の成長力の底上げと好循環の実現を図るため、若者、女性等の雇用機会の創出を図るとともに、賃金の上昇等の在職者の処遇を改善する事業（以下「基金事業」と総称する。）を実施し、これらの者の生活の安定を図ることとする。

第2 事業主体

基金事業の事業主体は、県とする。

第3 基金事業の内容

基金事業は、次の事業とする。

- (1) 失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供及び人材育成のために、民間企業、シルバー人材センター、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）、その他の法人又は法人以外の団体等（以下「民間企業等」と総称する。）に対する委託により行う次のいずれかの事業（以下「委託事業」という。）

失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供する事業であって、
、及び 以外のもの（以下「緊急雇用事業」という。）

失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供した上で、地域ニーズに応じた人材育成を行なう事業のうち、重点分野（介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用及びこれらの成長分野を支える基盤としての教育・研究の分野並びに県において当該地域の成長分野として設定された4分野（子育て・福祉、産業振興、情報通信、治安防災）をいう。以下同じ。）に係るものであって、
、及び 以外のもの（以下「重点分野雇用創出事業」という。）

失業者に対する短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業（以下「地域人材育成事業」という。）

東日本大震災等の影響による失業者（青森県、岩手県、宮城県、福島

県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者（以下「被災求職者」という。）若しくは平成23年3月11日以降に離職した失業者。以下同じ。）に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供した上で地域のニーズに応じた人材育成を行う事業であって、 以外のもの（以下「震災等緊急雇用対応事業」という。）

失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業であって、地域に根ざした事業の起業等に資する事業を実施することにより、失業者の雇用の継続が期待される事業（以下「起業支援型地域雇用創造事業」という。）

- (2) 失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供及び人材育成のために、自ら実施する(1) から までのいずれかの事業（以下「直接実施事業」という。）

なお、第4の1に該当する事業(地域社会雇用分野の事業を除く。)であること。

- (3) 失業者に対する地域のニーズに応じた人材育成及び就業支援又は短期の雇用機会を提供した上で行う、地域のニーズに応じた人材育成及び就業支援並びに在職者の賃金引き上げ等の処遇改善を目的として、事業者が行う販路拡大等の取組み支援のために、民間企業等に対する委託により行う事業（以下「地域人づくり事業」という。）
- (4) 委託事業、直接実施事業及び地域人づくり事業を行う市町村（広域連合及び一部事務組合を含む。以下同じ。）に対して補助金を交付する事業（以下「市町村補助事業」という。）なお、市町村補助事業には、事業に係る周知及び広報並びに事業の運営を含むものとする。
- (5) 公共職業安定所との連携により、離職者に対する生活・就労相談を行う事業
- (6) (1) の委託事業の実施のために新規に雇い入れた労働者を引き続き正規労働者として雇い入れた事業主に対する一時金の支給に関する事業（以下「一時金支給事業」という。）
- (7) 上記に附帯する事業
- (8) その他厚生労働大臣が定める事業

第4 委託事業及び直接実施事業（以下「雇用創出等事業」という。）の要件

雇用創出等事業の要件は1から8のとおりとし、市町村補助事業については、文中の「県」を「市町村」と読み替えるものとする。

1 委託事業及び直接実施事業

(1) 対象となる事業

緊急雇用事業及び重点分野雇用創出事業

ア 県が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。ただし、重点分野雇用創出事業（未就職卒業者を対象とする事業を除く。）については、重点分野に該当する事業であること。

イ 建設・土木事業でないこと。

ウ 雇用・就業機会を創出する効果が高い事業であること。

エ 地域内にニーズがあり、離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業、又は、失業者を雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行なう事業であること。

地域人材育成事業

ア 県が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。

イ 重点分野、又は県において、当該地域の成長分野として設定された4分野に該当する事業であること。（ただし、未就職卒業者を対象とする事業である場合は、この限りでない。）。

ウ 建設・土木事業でないこと。

エ 離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の失業者を新たに雇用した上で、当該労働者に対し、地域の企業等で就職するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。

オ 事業実施主体は、新たに雇用した失業者に対し、職場での実務経験を積むOJTや職場外で講義等の研修を受講するOFF-JTなどの方法の組み合わせによる人材育成計画を策定し、これに基づき人材育成を行うものであること。

震災等緊急雇用対応事業

ア 県が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。

イ 建設・土木事業でないこと。

ウ 東日本大震災等の影響による失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業、又は、東日本大震災等の影響による失業者を雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。

起業支援型地域雇用創造事業

ア 都道府県が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。

イ 建設・土木事業でないこと。

ウ 地域の産業・雇用振興策に沿って、地域に根ざした事業の起業等に資する事業を委託することにより、失業者の雇用の継続が期待される事業としてふさわしい事業であること。

エ 起業後10年以内の民間企業等であって、本社が起業時と同一都道府県内に所在する企業に委託して実施するものであること。

オ 委託先の選定に当たり、有識者の意見を聴取した事業であること。

地域人づくり事業

ア 都道府県が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものも含む）の振替でないこと。）

イ 建設・土木事業でないこと。

ウ 事業を実施する都道府県においては、以下の（ア）及び（イ）の事業をいずれも実施すること。

（ア）未就職卒業者や結婚・出産による離職から再就職を希望する女性求職者等の失業者に対して、当該失業者を雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業（失業者の雇用を伴わずに実施するものを含む。）（以下「雇用拡大プロセス」という。）

（イ）非正規労働者の正社員化や販路拡大等の事業者の取り組みを支援することにより、在職者の賃金引上げ等の処遇改善を図る事業（以下「処遇改善プロセス」という。）

エ 雇用拡大プロセス（人材育成を行う事業を実施するものに限る。）に取り組む民間企業等は、失業者に対し、職場での実務経験を積むOJTや職場外で講義等の研修を受講するOFF-JTなどの方法の組み合わせによる「人材育成・就業支援計画」を策定し、これに基づき人材育成及び就職支援を行うものであること。

オ 処遇改善プロセスに取り組む民間企業等は、事業の実施にあたり、賃金の上昇、新入社員の定着率の向上又は正社員転換を行う人数等に

係る定量的な目標や実施する対策等について「処遇改善計画」を策定し、これに基づき賃金引上げ等の処遇改善を行うものであること。

(2) 新規雇用する労働者

労働者の募集

新規雇用する予定の労働者の募集に当たっては、公共職業安定所への求人申込みのほか、文書による募集、直接募集等においても募集の公開を図るものであること。

労働者の雇用・就業期間

ア 緊急雇用事業

新規雇用する労働者の雇用・就業期間は6か月以内とし、1回に限り更新を可能とすること。

ただし、新規雇用する労働者が被災求職者である場合には、2回以上の更新を可能とする。

イ 重点分野雇用創出事業

新規雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、更新は不可とすること。

ただし、若年者（40歳未満の者をいう。以下同じ。）の雇用機会の確保を目的として実施する事業（平成22年度に開始したものに限る。）である場合は、1回に限り更新を可能とすること。

また、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が6か月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること。

上記にかかわらず、新規雇用する労働者が被災求職者である場合は、2回以上の更新を可能とする。

ウ 地域人材育成事業

新規雇用する労働者の雇用期間は1年以内とし、更新は不可とすること。

ただし、介護福祉士の資格取得を目指すことを目的とする事業及び若年者の雇用機会の確保を目的として実施する事業（平成22年度に開始したものに限る。）については、1回に限り更新を可能とすること。また、新規雇用する労働者の雇用期間が6か月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること。

上記にかかわらず、新規雇用する労働者が被災求職者である場合は、2回以上の更新を可能とする。

エ 震災等緊急雇用対応事業

新規雇用する労働者の雇用期間は1年以内とし、更新は不可とする

こと。

ただし、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が6か月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること。

上記にかかわらず、新規雇用する労働者が被災求職者である場合は、2回以上の更新を可能とすること。

なお、被災求職者を優先的に雇用すること。

オ 起業支援型地域雇用創造事業

新規雇用する労働者の雇用期間は1年以内とし、更新は不可とすること。

ただし、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が6か月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること。

上記にかかわらず、平成26年度までにおいては、新規雇用する労働者が被災求職者である場合は、平成26年度末までを雇用・就業期間とし、2回以上の更新を可能とする。

カ 地域人づくり事業

新規雇用する労働者の雇用期間は1年以内とし、更新は不可とすること。

上記にかかわらず、平成26年度までにおいては、新規雇用する労働者が新被災求職者（青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者をいう。）である場合は、平成27年度末までを雇用・就業期間とし、2回以上の更新を可能とする。

失業者であることの確認

労働者を新規雇用する際に、本人に失業者であるか否かの確認を行うものであること。

なお、確認方法については、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるものの提示を求めること等によることとする。

2 事業委託の対象者

事業委託の対象者は、民間企業、シルバー人材センター、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって第4による委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するものとする。

ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体、基金事業における著しく不適切な事業実施等により都道府県又は市町村から指導を受けた団体、基金事業の適正を

期する等のために国が行う立ち入り検査及び実績報告に係る調査等に対し虚偽の報告等を行った団体は、事業委託の対象者とはしないものとする。

3 委託契約等

県における委託事業に係る委託契約の際には、県財務規則（以下「財務規則」という。）に基づく競争性のある手続きを原則とするが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等については、例外的に随意契約に準じた手続きによるものとし、財務規則等に基づき、契約するものとする。

また、基金事業について請負契約を締結し、請負先を一般競争入札又は指名競争入札により決定する場合は、低入札価格制度、最低制限価格制度を適宜利用するものとする。

なお、委託契約等には、県において規定する事項の他、次の事項を含めなければならないものとする（地域人づくり事業のうち、雇用拡大プロセス（失業者の雇用を伴わずに実施するものに限る。）及び処遇改善プロセスについては、(3)、(4)、(5)及び(6)を除く。）。

- (1) 委託事業の予定期間及び終了予定期日
- (2) 予定される事業費及び人件費
- (3) 事業に従事する予定の全労働者数及びそのうち新規雇用する予定の失業者の数
- (4) 事業で新規雇用する予定の労働者の雇用・就業期間
- (5) 事業で新規雇用する予定の労働者の募集方法
- (6) 受託者は、労働者を新規雇用する際に、本人が1の(2)の範囲に該当することについて、確認するものであること。
- (7) 委託者は、受託者が事業の実施に当たり1に反した場合には、委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものであること。
- (8) 事業が終了した場合は、前記(1)から(5)までの事項を内容に含む実績報告を作成し、労政雇用課に提出しなければならないこと。
- (9) (8)により委託契約額を確定した結果、概算払いにより受託者に交付した委託費に残額が生じたとき、又は、委託費により発生した収入があるときは、委託者は受託者に対し、返還を命じなければならないこと。

なお、起業支援型地域雇用創造事業及び地域人づくり事業の委託事業に係る契約期間終了時点において、次のいずれかの要件を満たす場合、受託者は、委託費により発生した収入の返還を要しないこと。

受託者が、自助努力により、委託事業に係る契約期間終了後も事業を継続し、受託者が、委託事業において雇用した労働者のうち、その1/2以上を委託事業に係る契約期間終了後も継続して雇用すること。

地域人づくり事業（処遇改善プロセスに限る）の受託者が、委託費により発生した収入を用いて、受託者の従業員の処遇を改善すること。

4 人件費等の経費

- (1) 失業者を雇用して実施する事業（地域人づくり事業の雇用拡大プロセスのうち、就業を支援する対象者に委託先及び再委託先における雇用を伴わない者が含まれる事業は除く。）については、個々の事業について事業費に占める新規雇用する失業者に向けられる人件費の割合が2分の1以上であること。
- (2) 地域人材育成事業（介護分野の事業を除く。）については、個々の事業について、新規雇用する失業者の人件費以外の事業費のうち、研修に係る費用の割合を5分の3以上とすることを基本とする。
- (3) 基金事業における人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定するものとする。

5 雇用する労働者についての留意点

事業の実施に際しては、離職した非正規労働者や中高年齢者、未就職卒業生、障害者、日系人、被災求職者その他就職が困難な者等特に各地域において支援が必要となる者の状況も踏まえ、こうした者に対し、雇用機会が提供されるよう配慮すること。

また、特定の失業者のみを対象とした事業や教員等公務員の退職者対策のための事業とならないようにすること。

なお、事業で新規雇用する労働者に関しては、複数の基金事業に同一の者が重ねて就く場合は、通算した雇用・就業期間が1年以内となるよう留意すること。（介護分野以外の事業に従事していた者が、介護分野の事業に従事する場合、起業支援型地域雇用創造事業に従事する場合、地域人づくり事業に従事する場合及び被災求職者を雇用する場合を除く）。

6 財産の取得制限

基金事業を実施する場合に必要となり取得する財産（第4による委託事業の委託先が委託事業を実施する場合に取得する財産を含む。）は、取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものとし、50万円以上の財産の取得は認めないものとする。

7 各種助成金との併給調整

基金事業を受託して行う事業主に対する委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金のうち国が実施するもの（国が他の団体等に委託して実施するものを含む。）との併給はできないものとする。

8 事業の終期

基金事業の終了時期は次のとおりとする。

緊急雇用事業

平成23年度末までとする。

重点分野雇用創出事業

平成25年度末までとする。

地域人材育成事業

平成24年度末までとする。

震災等緊急雇用対応事業

平成24年度末（ただし、平成24年度に開始した事業については、平成25年度末）までとする。

起業支援型地域雇用創造事業

平成25年度末（ただし、平成25年度に開始した事業については、平成26年度末）までとする。

地域人づくり事業

平成26年度末（ただし、平成26年度に開始した事業については、平成27年度末）までとする。

第5 基金事業の担当窓口等

- (1) 基金事業の担当窓口は、産業労働部労政雇用課とする。
- (2) 労政雇用課は、基金事業の取りまとめを行うとともに、交付金申請等について国との連絡を行う。

第6 県の雇用創出等事業の計画、実施等

1 実施主体

雇用創出等事業を実施しようとする庁内各部局課室（以下「実施担当課」という。）は事業の実施主体となる。

2 計画等の取りまとめ

- (1) 庁内各部局予算担当課（以下「予算担当課」という。）は、実施を計画している実施担当課の事業計画書（様式第1号）を取りまとめて労政雇用課の指示する期日までに労政雇用課に提出し、協議するものとする。
- (2) 労政雇用課は、(1)で提出を受けた事業計画書について、雇用創出等事業に合致するか否かの確認し、事業計画確認一覧表（様式第2号）を添付して財政課及び実施担当課に通知するものとする。なお実施担当課への通知は、予算担当課を経由しておこなうものとする。

3 事業の着手

実施担当課は、雇用創出等事業に着手したときは、遅滞なく事業着手届出書（様式第3号）を作成し、予算担当課を経由して労政雇用課に提出するものとする。

4 事業計画の変更

実施担当課は、委託事業の計画について、次のいずれかの変更を行おうとするときは、事業実施計画変更書（様式第4号）を作成し、予算担当課を経由して労政雇用課に協議するものとする。

- (1) 事業の実施内容の主たる部分に係る変更
- (2) 事業費の増額又は2割を超える減額
- (3) 委託先に係る変更（委託先区分の変更がない場合は除く）
- (4) 事業の実施期間の1か月を超える変更

5 事業の中止・廃止

実施担当課は、雇用創出等事業を中止（廃止）しようとするときは、事業中止（廃止）届出書（様式第5号）を作成し、予算担当課を経由して労政雇用課に提出するものとする。

6 事業の事故の報告

実施担当課は、雇用創出等事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに予算担当課を経由して労政雇用課に報告するものとする。

7 実績報告

- (1) 実施担当課は、事業着手時以降上下半期ごと（9、3月末）に、当該上下半期に終了した雇用創出等事業について実績報告書（様式第6号）を作成し、当該上下半期の末月の翌月10日までに、予算担当課を経由して労政雇用課に提出する。
- (2) 労政雇用課は、前項の実績報告を受けた場合には、その書類の内容を確認し、必要があるときは、実施担当課に対して報告を求めることができるものとする。

8 事業の経理等

実施担当課は、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに雇用創出等事業の完了した日（中止した場合を含む。）の属する会計年度の終了後5年間、厚生労働大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならないものとする。

第7 一時金支給事業

起業支援型地域雇用創造事業に係る「一時金支給事業」は、この要綱に

定めるもののほか、別途定める「山梨県起業支援型地域雇用創造事業に係る一時金支給要綱」によることとする。

第8 事業の上積み

県及び市町村は、基金事業を実施するとともに、併せて、自らの財源により、事業の上積みができるものとする。

第9 その他

- 1 この要綱に定めるもののほか、基金事業に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年3月25日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。
- 3 この要綱は、平成21年5月29日から施行する。
- 4 この要綱は、平成22年1月8日から施行し、平成21年10月23日から適用する。
- 5 この要綱は、平成22年3月4日から施行する。
- 6 この要綱は、平成22年11月26日から施行する。
- 7 この要綱は、平成23年3月28日から施行する。
- 8 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、平成23年4月5日から施行する。
- 10 この要綱は、平成23年5月2日から施行する。
- 11 この要綱は、平成23年7月25日から施行する。
- 12 この要綱は、平成23年11月21日から施行する。
- 13 この要綱は、平成24年12月5日から施行する。
- 14 この要綱は、平成25年3月22日から施行する。
- 15 この要綱は、平成26年3月20日から施行する。
- 16 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。